

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年8月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300662号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400057号

第1 結論

1 請求者のA社における平成18年7月31日の標準賞与額を35万円、令和元年6月30日の標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

平成18年7月31日及び令和元年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月31日及び令和元年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和43年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月
② 平成19年12月
③ 平成20年7月
④ 平成20年12月
⑤ 平成21年7月
⑥ 平成21年12月
⑦ 平成22年7月
⑧ 平成22年12月
⑨ 平成23年12月
⑩ 平成25年12月13日
⑪ 平成26年7月15日
⑫ 平成26年12月12日
⑬ 平成27年7月17日
⑭ 平成27年12月9日
⑮ 平成28年12月9日
⑯ 平成29年7月14日

⑰ 平成29年12月9日

⑱ 平成30年7月13日

⑲ 平成30年12月9日

⑳ 令和元年6月

㉑ 令和元年12月13日

A社の請求期間①から㉑までに係る賞与の支払記録が漏れているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び㉑について、請求者から提出された当該期間に係る賞与支給明細書（以下「賞与明細書」という。）により、請求者はA社から請求期間①は標準賞与額35万円、請求期間㉑は標準賞与額34万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び㉑の賞与支払年月日については、請求者から提出された賞与明細書に賞与の支払日の記載がなく、請求者は賞与の支払いは手渡しであった旨陳述しているところ、事業主に対し、当該賞与支払年月日について照会を行ったが回答が得られなかったため、賞与支払月の月末とし、請求期間①は平成18年7月31日、請求期間㉑は令和元年6月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び㉑に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②から⑱まで及び㉑について、事業主に対し、厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出、厚生年金保険料の納付及び請求者から提出された事業主が作成したとする請求者に係る「賞与の一覧表」の記載内容について照会を行ったものの回答が得られず、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B市から提出された請求者に係る県民税・市民税所得回答書により、請求者の平成28年分から令和元年分までの給与収入額及び社会保険料控除額の年間総額は確認できるものの、各月の社会保険料控除額の内訳は確認できない。

このほか、請求者の請求期間②から⑱まで及び㉑における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②から⑱まで及び㉑において賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400030号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400058号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①から⑥まで、⑧及び⑨について、別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。
請求期間①から⑥まで、⑧及び⑨の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る請求期間①から⑥まで、⑧及び⑨の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における請求期間⑥について、別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日の標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。
なお、請求期間⑥の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 3 請求者のA社における請求期間⑦の標準賞与額の記録を、取り消すことが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年6月
② 平成22年12月
③ 平成23年6月
④ 平成23年12月
⑤ 平成24年6月
⑥ 平成25年6月
⑦ 平成25年7月1日
⑧ 平成25年12月
⑨ 平成27年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤まで、⑦、⑧及び⑨に係る厚生年金保険の標

準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。また、請求期間⑥に係る賞与の記録がない代わりに請求期間⑦が記録されているところ、実際は請求期間⑥において賞与の支払を受けているので、請求期間⑦の記録を取り消してほしい。提出した請求期間①から⑥まで、⑧及び⑨に係る期末勤勉手当支払明細書によると、賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていることがわかるので、調査の上、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者及びA社から提出された期末勤勉手当支払明細書（請求期間①から⑥まで、⑧及び⑨）並びにA社から提出された賞与支払日一覧表（以下「賞与明細書等」という。）及び事業主の回答により、請求者は、別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日において事業主から、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑥まで、⑧及び⑨の標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間①から⑥まで、⑧及び⑨の賞与支払年月日については、賞与明細書等及び事業主の回答から、それぞれ別表の第1欄に掲げる日とする。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に対し、請求期間①から⑤まで、⑧及び⑨の賞与については、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年1月29日受付）し、請求期間⑥の賞与については、賞与支払届を提出しておらず、請求期間①から⑥まで、⑧及び⑨の厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑥まで、⑧及び⑨に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の請求期間⑥について、賞与明細書等により、請求者は、別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日において事業主から、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていたことが確認できることから、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑥の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求者の請求期間⑦について、オンライン記録により、標準賞与額（44万2,000円）が厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、賞与の支払年月日であった平成25年6月30日が日曜日であったため、翌営業日の同年7月1日に支払を予定していたが、実際には振込手続を行った同年6月28日の金曜日に支払が行われ、同年7月1日に支払は行っていない旨回答していることから判断すると、請求者は、請求期間⑦において、A社から賞与の支払を受けていないことが認められ、請求者のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

別表

請求期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支払 年月日	賞与額に 基づく 標準賞与額	厚生年金保険 料控除額に 見合う 標準賞与額	厚生年金特例 法訂正による 標準賞与額	厚生年金保険 法第75条本文 訂正による 標準賞与額
①	平成22年6月30日	34万8,000円	34万1,000円	34万1,000円	
②	平成22年12月10日	42万7,000円	42万8,000円	42万7,000円	
③	平成23年6月30日	42万5,000円	42万6,000円	42万5,000円	
④	平成23年12月9日	44万7,000円	44万8,000円	44万7,000円	
⑤	平成24年6月29日	42万8,000円	42万9,000円	42万8,000円	
⑥	平成25年6月28日	44万2,000円	44万円	44万円	44万2,000円
⑧	平成25年12月10日	46万3,000円	46万4,000円	46万3,000円	
⑨	平成27年12月10日	53万1,000円	52万1,000円	52万1,000円	

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300991号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400054号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社(昭和62年1月26日にB社に変更後、現在はC社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和60年1月1日から平成2年11月1日まで
② 平成23年9月2日から平成24年1月1日まで

請求期間①については、昭和60年1月1日からB社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が平成2年11月1日となっている。また、請求期間②については、平成23年9月2日からC社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が平成24年1月1日となっている。請求期間①及び②において社会保険に加入していたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の加入記録及び同僚の回答により、期間の特定はできないものの、請求者が当該期間のうちの一部期間においてB社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C社の事業主は、請求者について、請求期間①において、請求者の勤務状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について、いずれも不明である旨回答している。

また、企業年金連合会から提出された中脱記録照会(回答)により、請求者の厚生年金基金の資格取得年月日は平成2年11月1日であり、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格取得年月日と一致していることが確認できる。

さらに、請求者は、D社(現在は、E社)から職業紹介を受け、B社に勤務した旨陳述しているところ、E社の事業主は、請求期間①当時の資料は既に廃棄している旨回答している。

加えて、C社の事業主は、請求者について、勤務期間はわからないが、F職として雇い入れており、F職は採用当初は日々雇い扱いであり、社会保険には加入させていなかった旨回答し

ているところ、健康保険日雇特例被保険者原票により、請求者は昭和 63 年 10 月 13 日に日雇特例被保険者手帳の交付を受けていることが確認できる。

- 2 請求期間②について、請求者から提出されたC社が発行した在籍証明書並びにE社から提出されたC社に係る求職者別年間賃金台帳及び給与明細書により、請求者が当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上述の求職者別年間賃金台帳及び給与明細書により、請求期間②においては、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、C社の事業主は、請求者について、F職として雇い入れており、F職は採用当初は日々雇い扱いであり、社会保険には加入させておらず、請求期間②において請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、日本年金機構は、請求者が請求期間②において厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたか否かについて、雇用契約書等がなく、判断できない旨回答している。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300992号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400055号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成11年10月19日から平成12年2月1日まで

私は、請求期間においてA社に勤務し、社会保険に加入していたのに厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、商業登記の記録により、A社が解散していることが確認できる上、同社の代表取締役であったことが確認できる2名のうちの1名とは連絡を取ることができず、外1名は記憶が定かではない旨回答している。

さらに、請求者は、A社の従業員の名刺を提出しているが、当該従業員を特定することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300993号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400056号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社(平成18年7月31日以降は、B社)における厚生年金保険被保険者の記録の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者の標準報酬月額額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年5月30日から平成17年2月1日まで
② 平成12年6月1日から平成15年5月30日まで
③ 平成17年2月1日から平成18年8月1日まで

私は、平成12年6月1日から平成18年8月1日までの期間においてA社に勤務していた。しかしながら、請求期間①が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。また、請求期間②及び③については、標準報酬月額に時間外の賃金が含まれておらず、実際の給与額と異なっている。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の加入記録により、請求者は、当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、元事業主は、平成15年5月30日に請求者の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させて以降は、厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、請求者と同様に平成15年5月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している元従業員は、雇用保険の加入記録によりその後の勤務が確認できるところ、当該資格喪失については元事業主から社会保険脱退についての説明があり、資格喪失後の期間は厚生年金保険料を控除されていない旨回答している。

さらに、C地方裁判所から提出された和解調書の原本の写しには、厚生年金保険料の控除が確認できる資料は添付されておらず、当該裁判所は和解調書の原本のみ残っている旨回答して

いる上、訴訟代理人弁護士は、保管期間満了のため、請求者に関する資料はない旨回答している。

加えて、平成 15 年 5 月頃まで A 社からの委託を受けていたとする社会保険労務士は、同社の給与計算は行っていなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②及び③について、元事業主は、控除する厚生年金保険料額は、当該期間当時に届出した標準報酬月額どおりの控除しかしておらず、賃金台帳等の資料は保管していない旨回答している。

また、上述のとおり、和解調書の原本の写しには、厚生年金保険料の控除が確認できる資料は添付されておらず、C 地方裁判所は和解調書の原本のみ残っている旨回答している上、訴訟代理人弁護士は、資料は保管されていない旨回答している。

さらに、上述の元従業員は、自身の給与からの厚生年金保険料控除額について、オンライン記録を超える標準報酬月額に基づく控除であったか否かは不明である旨回答している。

加えて、上述のとおり、平成 15 年 5 月頃まで A 社からの委託を受けていたとする社会保険労務士は、同社の給与計算は行っていなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②及び③における厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②及び③について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。